

介護保険施設 介護老人保健施設 松原徳洲苑

(入所) に関する重要事項説明書

(令和7年 4月 1日現在)

この「重要事項説明書」は、「大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第118号）」に基づき、入所サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人 徳洲会 介護老人保健施設 松原徳洲苑
- ・開設年月日 平成10年5月1日
- ・所在地 大阪府松原市天美東7-103
- ・電話番号 072-334-3402
- ・ファックス番号 072-334-4827
- ・管理者名 施設長 成原 英彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2754880017号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能維持・向上訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助などの介護老人保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が在宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設松原徳洲苑の運営方針]

「当施設は、利用者の自立を支援し、在宅復帰および在宅生活継続をはかると言う目的を達成するため、日常生活動作を主とした機能維持・向上を中心に明るく家庭的な雰囲気有し在宅並びに地域社会との結びつきを重視した運営を行う。」

(3) 施設基準

職員の職種、基準人員数及び職務の内容

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1) 医師 | 1. 5名（利用者の医学的管理を行う） |
| 2) 薬剤師 | 0. 5名（薬の調剤と服用に関する説明） |
| 3) 看護職員 | 14. 3名（診療の補助・療養上の援助） |
| 4) 介護職員 | 35. 7名（機能維持・向上に伴う必要な介護・日常生活援助） |
| 5) 管理栄養士 | 1. 0名（栄養管理及び栄養指導業務） |
| 6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1. 5名（機能維持及び向上を目指した日常生活動作訓練） |
| 7) 支援相談員 | 1. 5名（利用者及び家族の相談援助） |
| 8) 介護支援専門員 | 2. 0名（施設における介護計画の作成） |

各職種の実配置人員数

- | | |
|----------------------|------------|
| 1) 医師 | 1. 5名以上 |
| 2) 薬剤師 | 0. 5名以上 |
| 3) 看護職員 | 14. 0名程度以上 |
| 4) 介護職員 | 36. 0名程度以上 |
| 5) 管理栄養士 | 2. 0名以上 |
| 6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 3. 0名以上 |
| 7) 支援相談員 | 3. 0名以上 |
| 8) 介護支援専門員 | 2. 0名以上 |

勤務時間

日勤	全職種	8：30～17：00
早出 遅出	介護職員	7：00～15：30 12：00～20：30
夜勤	看護職員 介護職員	16：30～9：00

- (4) 入所定員等 ・定員150名
・療養室 個室【従来型】30室、4人室【多床室】30室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事サービス（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
朝食 7時30分～
昼食 12時00分～
おやつ 15時00分～
夕食 18時00分～
- ③ 入浴サービス（週に最低2回ご利用いただきます。一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ リハビリテーションサービス
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス（月2回）
- ⑨ 行政手続代行サービス
- ⑩ その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご了承ください。なお、ご不明な点は事務所で尋ねてください。

3. 介護保険被保険者証の確認

施設ご利用にあたっては、介護保険被保険者証に記載されている「要介護状態区分等」および「認定の有効期間」の確認をさせていただきます。

4. 介護保険負担割合証の確認

施設ご利用にあたって、介護保険負担割合証に記載されている「利用者負担の割合」の確認をさせていただきます。

5. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

なお、加算型料金と強化型料金は、算定要件に基づく利用月の結果にて変動します。

詳しい算定要件につきましては、担当支援相談員にお尋ねください。

・加算型料金

(個室基本料金)

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	750円	1,499円	2,248円
要介護2	798円	1,595円	2,392円
要介護3	866円	1,731円	2,596円
要介護4	923円	1,846円	2,769円
要介護5	974円	1,948円	2,922円

・強化型料金

(個室基本料金)

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	824円	1,647円	2,471円
要介護2	902円	1,804円	2,706円
要介護3	970円	1,940円	2,910円
要介護4	1,030円	2,059円	3,088円
要介護5	1,087円	2,174円	3,261円

・加算型料金

(多床室基本料金)

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	829円	1,658円	2,486円
要介護2	881円	1,762円	2,643円
要介護3	949円	1,898円	2,847円
要介護4	1,005円	2,009円	3,013円
要介護5	1,058円	2,115円	3,173円

・強化型料金

(多床室基本料金)

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	911円	1,821円	2,731円
要介護2	990円	1,980円	2,969円
要介護3	1,060円	2,120円	3,179円
要介護4	1,121円	2,241円	3,361円
要介護5	1,176円	2,352円	3,527円

- ② その他加算 ※金額は、1割負担・2割負担・3割負担の順に記載

- ・初期加算（I） 63円・126円・189円／日

急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した場合。（入所日から30日以内の期間。）

※空床情報について地域医療情報連携ネットワークを通じ、地域の医療機関と定期的に情報共有している。もしくは、空床情報を施設のウェブサイト定期的に公表し急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行っていること。

- ・初期加算（Ⅱ） 32円・63円・94円／日
初期加算（Ⅰ）以外の入所の場合。（入所日から30日以内の期間。）
- ・夜勤職員配置加算 25円・50円・75円／日
夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置が、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上でありかつ2を超えていること。
- ・協力医療機関連携加算（Ⅰ） 53円・105円・157円／月
協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。
また、協力医療機関が以下の要件を満たしていること。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院が要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- ・協力医療機関連携加算（Ⅱ） 6円・11円・16円／月
協力医療機関連携加算（Ⅰ）以外の協力医療機関と連携している場合。
- ・栄養マネジメント強化加算 12円・23円・35円／日
管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、休職管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置していること。医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合。また、入所者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ・療養食加算 7円・13円・19円／食
医師の指示箋に基づき療養食【糖尿病・腎不全・透析・肝臓病・潰瘍・膵胆・胃切後・貧血・高脂血症・心臓病及び特別な場合の検査食等】を提供した場合
- ・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 4円・7円・10円／月
（以下の要件を満たすこと）
 - イ 入所者または利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。
 - ロ イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 - ハ イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
- 二 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の

内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。

ホ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画を見直していること。

・褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 14円・27円・41円／月

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。

・排せつ支援加算（Ⅰ） 11円・21円・32円／月

（以下の要件を満たすこと）

イ 排せつ介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。

ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員が共同して、排せつ介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。

ハ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

・排せつ支援加算（Ⅱ） 16円・32円・47円／月

排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。又は、おむつ使用ありから、使用なしに改善していること。又は施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。

・排せつ支援加算（Ⅲ） 21円・42円・63円／月

排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又は施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

・自立支援促進加算 314円・627円・941円／月

医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。なお、対応が必要であるとされた者ごとには、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施し、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。医学的評価の結果等に関しては、厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

・科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 42円・84円・126円／月

入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。および、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

- ・科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 63円・126円・189円／月

入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、疾病の状況や服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出していること。および、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- ・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 270円・540円・809円／日

医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又若しくは言語聴覚士が、入所の日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上 ADL 等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。
- ・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 209円・418円・627円／日

医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又若しくは言語聴覚士が、入所の日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合。
- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ） 56円・111円・166円／月

入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。

入所者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。

共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種間で共有していること。
- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） 35円・69円・104円／月

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。

また、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ・口腔衛生管理加算（Ⅰ） 94円・188円・282円／月

施設において歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合で、口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されていること。
- ・口腔衛生管理加算（Ⅱ） 115円・230円・345円／月

口腔衛生管理加算（Ⅰ）及び口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ・経口維持加算（Ⅰ） 418円・836円・1,254円／月

現に経口により食事を摂取する入所者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種が共同して栄養管理をするための食事の

観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定金額を加算する。

- ・経口維持加算（Ⅱ） 105円・209円・314円／月
経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合。
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算 54円・107円・160円／日
在宅復帰・在宅復帰支援等指標（10項目）により算定した数が40以上の場合
- ・所定疾患施設療養費（Ⅰ） 250円・500円・750円／日（月1回連続する7日限度）
医師により、肺炎・尿路感染症（共に検査を実施）・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を実施）・蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかの診断を受け、投薬、検査、注射、処置等を実施した場合
- ・所定疾患施設療養費（Ⅱ） 502円・1,004円・1,505円／日（月1回連続する10日限度）
前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。医師が感染対策に関する研修「肺炎・尿路感染症及び带状疱疹、慢性心不全の増悪に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌」を含む研修を受講している場合。
- ・安全対策体制加算 21円・42円・63円（1回限り）
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 11円・21円・32円／月
感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 6円・11円・16円／月
診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 105円・209円・314円／月
（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 11円・21円・32円／月
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
- ・新興感染症等施設療養費 251円・502円・753円／日（連続する月5日限度）
入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 19円・38円・57円／日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合
- ・再入所時栄養連携加算 209円・418円・627円／回
入所者が医療機関に入院し、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする場合であって、施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、再入所した場合
- ・経口移行加算 30円・59円・88円／日
経管による食事を摂取している入所者に、経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合で、管理栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われている場合
- ・若年性認知症入所者受入加算 126円・251円・377円／日
若年性認知症入所者に対してサービスを提供した場合
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ） 4円・7円・10円／日
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の100分の50以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20名未満の場合には1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10または端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施していること。および、従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ） 5円・9円・13円／日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）を満たし、かつ認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上。認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定していること。
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算 209円・418円・627円／日
医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、介護保険施設サービスを行った場合。
入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

- ・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ 147円・293円・439円／日
 （入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合）
 - ① 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること。
 - ② 入所後1月以内に、状況に応じて入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて主治医の医師に説明し、合意していること。
 - ③ 入所前に該当入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所者の主治医の医師が共同し、入所中に該当処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、診療上必要な指導を行うこと。
 - ④ 入所中に該当入所者の処方の内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと。
 - ⑤ 入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に該当入所者の主治医の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。

- ・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ 74円・147円・220円／日
 （施設において薬剤を評価・調整した場合）
 かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イの要件①、④、⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること。
 入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと。

- ・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ） 251円・502円・753円／日
 （服薬情報を LIFE に提出）
 かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又はロを算定していること。
 当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

- ・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ） 105円・209円・314円／日
 （退所時に、入所時と比べて1種類以上減薬）
 かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定していること。
 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している

- ・ ターミナルケア加算

死亡日以前31日以上45日以下	76円・151円・226円／日
死亡日以前4日以上30日以下	168円・335円・502円／日
死亡日以前2日又は3日	951円・1,902円・2,853円／日
死亡日	1,986円・3,971円・5,957円／日

- ・ 入所前後訪問指導加算
 （入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所予定者の入所予定日前30日から入所後7日までに退所後生活される場所へ訪問し施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合）

 入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 471円・941円・1,411円／回（入所中1回限度）
 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合

入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 502円・1,004円・1,505円／回（入所中1回限度）
退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

・退所時等支援等加算

試行的退所時指導加算 418円・836円・1,254円／回につき

退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者がその居宅において試行的に退所し、当該入所者およびその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合。

入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、1月に1回を限度として算定する。

退所時情報提供加算（Ⅰ） 523円・1,045円・1,568円（退所時1回限り）

居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して入所者を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。

退所時情報提供加算（Ⅱ） 262円・523円・784円（退所時1回限り）

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。

入退所前連携加算（Ⅰ） 627円・1,254円・1,881円（退所時1回限り）

入所予定日前30日から入所後30日までに、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。および、入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと。

入退所前連携加算（Ⅱ） 418円・836円・1,254円（退所時1回限り）

入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所後に居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと。

訪問看護指示加算 314円・627円・941円（退所時1回限り）

入所者の退所時に、当該施設の医師が、診療に基づき指定訪問看護等の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション等に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合。

・外泊時費用 379円・757円・1,135円／日（月6日限度）

居宅における外泊を認めた場合

・外泊時在宅サービス利用費用 836円・1,672円・2,508円／日（月6日限度）

退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、当該施設が居宅サービスを提供する場合

・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に7.5%を乗じた金額

(2) 居住費・食費 (日額)

利用者負担段階	居 住 費		食 費
	個 室	多床室	
第1段階	5 5 0 円	0 円	3 0 0 円
第2段階	5 5 0 円	4 3 0 円	3 9 0 円
第3段階①	1, 3 7 0 円	4 3 0 円	6 5 0 円
第3段階②	1, 3 7 0 円	4 3 0 円	1, 3 6 0 円
第4段階	1, 9 7 5 円	8 1 0 円	1, 8 0 0 円

個室利用料

トイレあり 1, 5 0 0 円／日
 トイレなし 7 5 0 円／日

※上記「食費」には、おやつ代も含まれています。

※入所・退所日は、摂食された食事代をいただきます。

※外泊される当日、帰苑された当日の食費はいただきます。

※居住費・食費の利用者負担段階について

第1段階…生活保護受給者または、世帯全員（世帯分離の配偶者含む）が住民税非課税で、
 老齢福祉年金受給者の方

第2段階…世帯全員（世帯分離の配偶者含む）が住民税非課税で、前年の課税年金収入額
 と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方

第3段階①…世帯全員（世帯分離の配偶者含む）が住民税非課税で、前年の課税年金収入
 額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下
 の方

第3段階②…世帯全員（世帯分離の配偶者含む）が住民税非課税で、前年の課税年金収入
 額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の方

第4段階…住民税本人課税者または、同一世帯の中に住民税の課税者がいる場合

※外泊時における居住費について

外泊中においても居住費は徴収させていただきます。ただし、緊急やむを得ない理由によ
 りその居室を短期入所療養介護利用者に使用させる場合は、当該利用者から居住費は徴収
 せず、短期入所療養介護利用者から滞在費として徴収いたします。

(3) その他の料金

- ① 理美容代 実費（2,200円～6,500円。詳細は「利用料金のご案内」をご
 覧下さい。）
- ② 喫茶利用料 ホットコーヒー、アイスコーヒー、紅茶（ホット）
 各50円／杯（消費税込み）
- ③ 日常生活消耗品費 水道光熱費、シャンプー・リンス・ボディソープ、
 おしぼり、タオル類 130円／日（消費税込み）
- ④ 教養娯楽費・クラブ活動費・行事費 実費
- ⑤ 衣類リース 480円／日（消費税込み）
- ⑥ 文書料 3,300円～6,600円／1通（消費税込み）

(4) 支払い方法

- ・毎月中旬（15日前後）に、前月分の請求書を発送いたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発送いたします。
- ・お支払いは、口座引き落としのみとなります。

(5) 利用料金を変更する場合について

介護保険制度の改正による当該利用料の変更や、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合の当該利用料の変更をする場合には、利用者または保証人に変更を行う日の1ヶ月前までに通知いたします。

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

・名 称 松原徳洲会病院

診療科目：内科・心療内科・神経内科・呼吸器内科・気管食道外科・消化器内科・循環器内科・アレルギー科・外科・整形外科・心臓血管外科・皮膚科・呼吸器内科・泌尿器科・眼科・歯科・歯科口腔外科・肛門外科・婦人科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・小児科

・住 所 松原市天美東7-13-26

・電 話 072-334-3401

・協力歯科医療機関

*名 称 松原徳洲会病院

・住 所 松原市天美東7-13-26

・電 話 072-334-3401

*名 称 清誠歯科

・住 所 大阪市東住吉区中野4-13-13

・電 話 06-6790-1111

7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会・・・午前9時～午後8時。それ以外は、来苑前に電話をください。

来苑時には面会手続きを行っていただき「入館証」を見えるように携帯してください。

- ・外出・外泊・・・在宅復帰施設である事を理解していただき、1月に最低1回は「外出」又は「外泊」をしてください。また、その際は必ずスタッフステーションへ申し出て手続きをしてください。

※ 感染症流行時には面会・外出・外泊を制限させてもらうことがあります。

- ・飲酒・喫煙・・・飲酒は原則禁止とさせていただきます。喫煙については、健康増進法第25条の定めにより、受動喫煙防止のため敷地内・全館喫煙を禁止とします。
- ・設備・備品の利用・・・スタッフステーションにお申し出ください。
- ・所持品・備品等の持込・・・スタッフステーションでお尋ねください。
- ・金銭・貴重品の管理・・・原則として管理させていただきます。
- ・外出・泊時の施設外での受診・・・緊急を要する場合以外は、受診前に施設にご連絡・相談ください。緊急を要する場合は、対応後に施設へ連絡ください。
- ・緊急時の連絡・・・緊急の場合には、「入所利用同意書」にご記入いただいた連絡先または保証人に連絡します。なお、連絡先等に変更があった場合は、必ずご連絡ください。
- ・ペットの持込・飼育は禁止しております。
- ・入所利用中、職員は利用者にサービス計画に基づき可能な限りの支援をさせていただきますが、転倒等の危険予知には限界がある事をご理解、ご了承ください。

8. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災感知器、防火扉 等
- ・防災訓練 年2回（1回は夜間又は夜間想定）

災害による被災を受けた場合には、下記、被災状況報告窓口への連絡および被災状況報告書の提出をします。

松原市健康部高齢介護課 高齢支援係 （被災状況報告窓口） 072-337-3113

9. 虐待の防止に関する事項

（1）当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとします。

- ①従業者に対する虐待を防止するための研修の実施。
- ②入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。
- ③その他虐待防止のために必要な措置。
 - ・成年後見制度の利用支援

（2）本事業所は、サービス提供中に、当該施設又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとします。

10. 身体的拘束等の禁止

当施設は、大阪府条例第118号 第16条 4項に基づき、サービスの提供に当っては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとします。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

秘密の保持

（1）当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護老人保健施設サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

（2）前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

個人情報の保護及び使用について

（1）以下の状況の場合に、当施設はその必要とする範囲内の個人情報の提供を行います。

- ①介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を、円滑に実施するため行うサービス担当者会議等においての使用。
- ②利用者が、入院等医療機関で受診する時の医療機関に対しての、個人情報提供。
- ③契約終了によって、利用者を他の施設へ紹介する等の援助を行うに際しての必要な個人情報の提供。
- ④利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

⑥当施設利用中の外部からの利用者への所在の確認・面会等の問い合わせについては答えるものとします。

(2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

12. サービス提供の記録

(1) 当施設は、利用者の介護老人保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録は当該サービスを提供した日から5年間保管します。

(2) 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含む)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

※ 閲覧、謄写に関しては、当施設で定める個人情報に関する諸規程に沿って手続きが必要となります。

13. 緊急時の対応方法について

(1) 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

(2) 当施設は、利用者に対し、当施設における介護老人保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

(3) 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

14. 事故発生時の対応方法について

(1) 入所利用中の事故(転倒による骨折や飲食中の誤嚥等)が発生した場合、速やかに指定された緊急連絡先または保証人へ連絡を入れ、事故発生時の経過及び状況説明を行います。また記録に残し、利用者の住所のある市町村へ「事故報告書」の届け出も行うものとします。

(2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

15. 賠償責任について

(1) 介護老人保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、その損害を賠償するものとします。

(2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

なお、当施設は業務遂行中による対人・対物等の万が一の事故に対応するため損害賠償保険に加入しています。

16. 衛生管理等

介護老人保健施設サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行なうものとします。

- 2 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。
- 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して施設サービスを受けてもらうために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止とします。

18. 要望及び苦情等の相談

当施設には相談援助の専門職として支援相談員や施設ケアマネジャーが勤務しているので、当施設の提供する介護老人保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、遠慮なくご意見を寄せてください。速やかに対応いたします。その他、各階に備えつけられた「ご意見箱」も利用ください。（電話０７２－３３４－３４０２）

当施設以外の相談・苦情窓口として以下の連絡先があります。

- ・大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 施設指導グループ・・・０６－６９４４－７１０６
- ・大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課・・・０６－６９４９－５４１８
- ・松原市 高齢介護課 認定係・・・０７２－３３７－３１３１
- ・ _____

また、入所サービスの相談はもとより、居宅サービスについての利用方法等の相談もお受けしております。お気軽にご相談ください。

内容につきましては、介護保険法令等により、変更になる場合があります。